

令和2年 No.23

○国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

改正理由

事務組織再編に伴い，所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年3月25日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

令和2年規則第15号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正について

改正理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正 (案)	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第2章 組織 (部等)</p> <p>第3条 〔省略〕 (課)</p> <p>第4条 学務部に、次の6課を置く。</p> <p>(1) 学務課 (2) <u>大学院課</u> (3) 学生課 (4) キャリア支援課 (5) 入試課 (6) 国際課</p> <p>2 総務部に、次の<u>5課</u>及び担当課長1人を置く。</p> <p>(1) 総務課 (2) 人事課</p> <p>(3) 附属学校課 (4) 学術情報課 (5) 情報基盤課</p> <p>3 財務・研究推進部に、次の5課を置く。</p> <p>(1) 財務課 (2) 経理課 (3) 施設課 (4) <u>研究・連携推進課</u> (5) 学系支援課 (課に置く室)</p> <p>第5条 <u>大学院課に、現職教育支援室を置く。</u></p> <p>2 総務課に、<u>広報室及び基金事務室</u>を置く。</p> <p>3 学術情報課に、<u>大学史資料室事務室</u>を置く。 (係)</p> <p>第6条 第2条の室及び第4条の課に、別表に掲げる係を置く。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>第2章 組織 (部等)</p> <p>第3条 〔省略〕 (課)</p> <p>第4条 学務部に、次の6課を置く。</p> <p>(1) 学務課 (2) <u>教育企画課</u> (3) 学生課 (4) キャリア支援課 (5) 入試課 (6) 国際課</p> <p>2 総務部に、次の<u>6課</u>及び担当課長1人を置く。</p> <p>(1) 総務課 (2) 人事課 (3) <u>広報企画課</u> (4) 附属学校課 (5) 学術情報課 (6) 情報基盤課</p> <p>3 財務・研究推進部に、次の5課を置く。</p> <p>(1) 財務課 (2) 経理課 (3) 施設課 (4) <u>研究支援課</u> (5) 学系支援課 (課に置く室)</p> <p>第5条 <u>学務課に、大学院室を置く。</u></p> <p>2 総務課に、<u>基金事務室</u>を置く。</p> <p>3 学術情報課に、<u>大学史資料室事務室</u>を置く。 (係)</p> <p>第6条 第2条の室及び第4条の課に、別表に掲げる係を置く。</p>

第3章 所掌事務

第1節 学務部

(学務課)

第7条 学務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 教員養成カリキュラムの企画・立案及び連絡調整に関すること。
- (3) 学部の教育課程の編成及び授業運営に関すること。
- (4) 学部学生の学籍に関すること。
- (5) 卒業生・修了生の学籍に関すること。
- (6) 学部学生の修学指導に関すること。
- (7) 学部学生の卒業及び学位に関すること。
- (8) 学部学生の身分取扱いに関すること。
- (9) 学部学生の学業成績に関すること。
- (10) 学部の派遣学生及び特別聴講学生に関すること。
- (11) 学部の特別研究派遣学生及び特別研究学生に関すること。
- (12) 学部の科目等履修生（外国人留学生に関するものを除く。）に関すること。
- (13) 学部学生等の学生証及び諸証明（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (14) 教育実習に関すること。
- (15) 教育職員の免許及び資格取得に関すること。
- (16) 介護等体験に関すること。
- (17) 研究生（外国人留学生に関するものを除く。）に関すること。
- (18) 障害学生に対する指導及び助言並びに支援に関すること。
- (19) 特別支援教育特別専攻科（入学者選抜試験を除く。）に関すること。
- (20) 非常勤講師（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (21) 講義棟に関すること。
- (22) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (23) 広報に係る連絡調整に関すること。
- (24) その他学務事務で他の課の所掌に属さないものを処理すること。

第3章 所掌事務

第1節 学務部

(学務課)

第7条 学務課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 学部の教育課程の編成及び授業運営に関すること。
- (3) 学部学生の学籍に関すること。
- (4) 卒業生・修了生の学籍に関すること。
- (5) 学部学生の修学指導に関すること。
- (6) 学部学生の卒業及び学位に関すること。
- (7) 学部学生の身分取扱いに関すること。
- (8) 学部学生の学業成績に関すること。
- (9) 学部の派遣学生及び特別聴講学生に関すること。
- (10) 学部の特別研究派遣学生及び特別研究学生に関すること。
- (11) 学部の科目等履修生（外国人留学生に関するものを除く。）に関すること。
- (12) 学部学生等の学生証及び諸証明（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (13) 教育実習に関すること。
- (14) 教育職員の免許及び資格取得に関すること。
- (15) 介護等体験に関すること。
- (16) 研究生（外国人留学生に関するものを除く。）に関すること。
- (17) 障害学生に対する指導及び助言並びに支援に関すること。
- (18) 特別支援教育特別専攻科（入学者選抜試験を除く。）に関すること。
- (19) 非常勤講師（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (20) 講義棟に関すること。
- (21) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (22) 広報に係る連絡調整に関すること。
- (23) その他学務事務で他の課の所掌に属さないものを処理すること。

2 大学院室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学院の教育課程の編成及び授業運営に関すること。
- (2) 大学院学生の学籍に関すること。
- (3) 大学院学生の修学指導に関すること。
- (4) 大学院学生の修了及び学位に関すること。
- (5) 大学院学生の身分取扱いに関すること。

(大学院課)

第8条 大学院課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学院の教育課程の編成及び授業運営に関すること。
- (2) 大学院学生の学籍に関すること。
- (3) 大学院学生の修学指導に関すること。
- (4) 大学院学生の修了及び学位に関すること。
- (5) 大学院学生の身分取扱いに関すること。
- (6) 大学院学生の学業成績に関すること。
- (7) 大学院の派遣学生及び特別聴講学生に関すること。
- (8) 大学院の特別研究派遣学生及び特別研究学生に関すること。
- (9) 大学院の科目等履修生に関すること。
- (10) 大学院学生の学生証及び証明書の発行に関すること。
- (11) ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに関すること。

(12) 大学院連合学校教育学研究科の庶務、人事、会計及び教務事務に関し、連絡調整すること。

(13) 教職大学院の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(14) 日本教職大学院協会に関すること。

(15) 教職大学院における実習に関すること。

(16) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

(17) その他大学院学務事務に関すること。

2 現職教育支援室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 免許状更新講習に関すること。

(6) 大学院学生の学業成績に関すること。

(7) 大学院の派遣学生及び特別聴講学生に関すること。

(8) 大学院の特別研究派遣学生及び特別研究学生に関すること。

(9) 大学院の科目等履修生に関すること。

(10) 大学院学生の学生証及び証明書の発行に関すること。

(11) ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントに関すること。

(12) 大学院連合学校教育学研究科の庶務、人事、会計及び教務事務に関し、連絡調整すること。

(13) 教職大学院の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

(14) 日本教職大学院協会に関すること。

(15) 教職大学院における実習に関すること。

(16) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

(教育企画課)

第8条 教育企画課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 教員養成カリキュラムの企画・立案及び連絡調整に関すること。

(2) 免許状更新講習に関すること。

- (2) 現職教育講習に関する事。
- (3) 現職教員の支援に関する事。
- (4) 指定教員養成機関に関する事。
- (5) 所掌事務の調査及び報告に関する事。
- (6) その他現職教育支援に関する事。

〔省略〕

第2節 総務部

(総務課)

第12条 〔省略〕

2 広報室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学広報に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 広報戦略推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (3) 大学情報の発信のための情報収集及び大学情報の発信に関する事。
- (4) 情報公開に関する事。
- (5) 個人情報保護に関する事。
- (6) 学内の複数の課・室にわたる基幹統計調査その他の調査及び報告に関する
こと。
- (7) 所掌事務の調査及び報告に関する事。
- (8) その他広報に関する事。

3 基金事務室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(3) 〔省略〕

〔省略〕

- (3) 教員資格認定試験に関する事。
- (4) 現職教育講習に関する事。
- (5) 現職教員の支援に関する事。
- (6) 指定教員養成機関に関する事。
- (7) 所掌事務の調査及び報告に関する事。
- (8) その他教育企画に関する事。

〔省略〕

第2節 総務部

(総務課)

第12条 〔省略〕

2 基金事務室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1)～(3) 〔省略〕

〔省略〕

(広報企画課)

第14条 広報企画課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学広報に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 広報戦略推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (3) 大学情報の発信のための情報収集及び大学情報の発信に関する事。
- (4) 情報公開に関する事。
- (5) 個人情報保護に関する事。
- (6) 学内の複数の課・室にわたる基幹統計調査その他の調査及び報告に関する
こと。
- (7) 地域社会との連携・交流事業に関し、企画立案し、及び連絡調整するこ

(附属学校課)

第14条 [省略]

(学術情報課)

第15条 学術情報課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 附属図書館(以下「図書館」という。)に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 図書館資料の購入及び役務契約(経理課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (3) 図書館資料の登録、利用及び保存に関すること。
- (4) 図書館資料の資産管理に関すること。
- (5) 参考調査に関すること。
- (6) 情報リテラシー教育支援に関すること。
- (7) 図書館資料の相互利用に関すること。
- (8) 図書館資料のデジタル化及び発信に関すること。
- (9) リポジトリの管理運営に関すること。
- (10) 所掌事務の会計監査(監査室に属するものを除く。)に関すること。
- (11) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (12) その他図書館及び学術情報に関すること。

2 [省略]

(情報基盤課)

第16条 情報基盤課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 全学の情報化の企画立案及び調整に関すること。
- (2) 全学の情報化の基盤整備に関すること。
- (3) 全学の情報化の普及、調査等に関すること。
- (4) 情報基盤整備推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (5) 全学の情報セキュリティに関すること。
- (6) ICTセンターの事業及び運営・利用に関すること。
- (7) 事務情報システムの導入及び維持管理支援に関すること。

- (8) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (9) その他情報化事務に関すること。

(担当課長の職務)

第17条 担当課長は、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

と。

(8) 公開講座等生涯学習事業に関すること。

(9) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

(10) その他広報連携に関すること。

(附属学校課)

第15条 [省略]

(学術情報課)

第16条 学術情報課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 附属図書館(以下「図書館」という。)に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 図書館資料の購入及び役務契約(経理課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (3) 図書館資料の登録、利用及び保存に関すること。
- (4) 図書館資料の資産管理に関すること。
- (5) 参考調査に関すること。
- (6) 情報リテラシー教育支援に関すること。
- (7) 図書館資料の相互利用に関すること。
- (8) 図書館資料のデジタル化及び発信に関すること。

(9) 所掌事務の会計監査(監査室に属するものを除く。)に関すること。

(10) 所掌事務の調査及び報告に関すること。

(11) その他図書館及び学術情報に関すること。

2 [省略]

(情報基盤課)

第17条 情報基盤課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 全学の情報化の企画立案及び調整に関すること。
- (2) 全学の情報化の基盤整備に関すること。
- (3) 全学の情報化の普及、調査等に関すること。
- (4) 情報基盤整備推進本部の業務に関し、連絡調整すること。
- (5) 全学の情報セキュリティに関すること。
- (6) ICTセンターの事業及び運営・利用に関すること。
- (7) 事務情報システムの導入及び維持管理支援に関すること。
- (8) 大学情報データベースに関すること。
- (9) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (10) その他情報化事務に関すること。

(担当課長の職務)

第18条 担当課長は、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学の将来構想及び中期目標・中期計画策定のうち特定の事項に関すること。
- (2) その他大学の運營業務に係る特定の事項に関すること。

第3節 財務・研究推進部

(財務課)

第18条 〔省略〕

(経理課)

第19条 〔省略〕

(施設課)

第20条 〔省略〕

(研究・連携推進課)

第21条 研究・連携推進課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 研究助成に関すること。
- (2) 教育実践研究推進本部に関すること。
- (3) 産業界等との研究協力に関すること。
- (4) 知的財産（財産管理に関するものを除く。）に関すること。
- (5) 競争的資金等（財務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 科学研究費助成事業（経理課の所掌に属するものを除く。）の応募等に関すること。
- (7) 研究員の派遣及び受入れに関すること。
- (8) 紀要の出版に関すること。
- (9) 特定教育課題対応センター機構の運営に関すること並びに教育インキュベーションセンター及び教員養成開発連携センターの事業に関すること。
- (10) 次世代教育研究推進機構の業務に関すること。
- (11) 東京学芸大Explayground推進機構との連携・協力に関すること。
- (12) 地域社会との連携・交流事業に関すること。
- (13) 公開講座等生涯学習事業に関すること。
- (14) 研究推進業務及び連携推進業務の改善並びに合理化に関すること。
- (15) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (16) その他研究・連携推進に関すること。

(学系支援課)

- (1) 特定教育課題対応センター機構の運営に関すること並びに教育インキュベーションセンター及び教員養成開発連携センターの事業に関すること。
- (2) 次世代教育研究推進機構の業務に関すること。
- (3) 東京学芸大Explayground推進機構との連携・協力に関すること。
- (4) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (5) その他教育インキュベーション推進に関すること。

第3節 財務・研究推進部

(財務課)

第19条 〔省略〕

(経理課)

第20条 〔省略〕

(施設課)

第21条 〔省略〕

(研究支援課)

第22条 研究支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教育研究支援の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- (2) 研究助成に関すること。
- (3) 教育実践研究推進本部に関すること。
- (4) 産業界等との研究協力に関すること。
- (5) 知的財産（財産管理に関するものを除く。）に関すること。
- (6) 競争的資金等（財務課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (7) 科学研究費助成事業（経理課の所掌に属するものを除く。）の応募等に関すること。
- (8) 研究員の派遣及び受入れに関すること。
- (9) 紀要の出版に関すること。
- (10) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (11) その他研究支援に関すること。

(学系支援課)

第22条 学系支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教員の人事に関する事。
- (2) 教員の勤務時間、休暇、出張、研修、兼業等に関する事。
- (3) 教授会等の会議に関する事。
- (4) 学系長等の選挙に関する事。
- (5) 教室構成員に関する事。
- (6) 旅費、用務外出及び謝金の請求事務に関する事。
- (7) 放射性同位元素実験施設に関する事。
- (8) 大学機能強化センター機構及び現職教員支援センター機構の運営に関する事と並びに次世代教育研究センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター及び理科教員高度支援センターの事業に関する事。
- (9) 前号の規定するセンターの利用に関する事。
- (10) 所掌事務の調査及び報告に関する事。
- (11) その他学系等支援事務に関する事。

第4節 学長室

(学長室)

第23条 [省略]

[省略]

別表 (第6条関係)

学務部	学務課	総務係 教育実習係 教務企画係 教務第一係 教務第二係 教務第三係 教務第四係
	大学院課	修士課程係 博士課程係 教職大学院係
	現職教育支援室	現職教育支援係 免許状更新講習係
	学生課	厚生係

第23条 学系支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教員の人事に関する事。
- (2) 教員の勤務時間、休暇、出張、研修、兼業等に関する事。
- (3) 教授会等の会議に関する事。
- (4) 学系長等の選挙に関する事。
- (5) 教室構成員に関する事。
- (6) 旅費、公務外出及び謝金の請求事務に関する事。
- (7) 教員の給与・共済組合事務の補助に関する事。
- (8) 放射性同位元素実験施設に関する事。
- (9) 大学機能強化センター機構及び現職教員支援センター機構の運営に関する事と並びに次世代教育研究センター、環境教育研究センター、特別支援教育・教育臨床サポートセンター及び理科教員高度支援センターの事業に関する事。
- (10) 前号の規定するセンターの利用に関する事。
- (11) 所掌事務の調査及び報告に関する事。
- (12) その他学系等支援事務に関する事。

第4節 学長室

(学長室)

第23条の2 [省略]

[省略]

別表 (第6条関係)

学務部	学務課	総務係 教育実習係 教務企画係 教務第一係 教務第二係 教務第三係 教務第四係
	大学院室	修士課程係 博士課程係 教職大学院係
	教育企画課	免許状更新講習・教育企画係 資格認定試験係 教育調査・現職教育係

		学生支援係 課外教育係 学生生活係			学生課	厚生係 学生支援係 課外教育係 学生生活係
	キャリア支援課	キャリア支援係 教員就職係 企業就職係			キャリア支援課	キャリア支援係 教員就職係 企業就職係
	入試課	学部入試係 大学院入試係 連合大学院入試係			入試課	学部入試係 大学院入試係 連合大学院入試係
	国際課	国際企画係 留学生支援係 短期留学係			国際課	国際企画係 留学生支援係 短期留学係
総務部	総務課	総務係 法規係 調整係		総務部	総務課	総務係 法規係 調整係
	<u>広報室</u>	<u>広報係</u>			基金事務室	
	基金事務室				人事課	人事係 給与第一係 給与第二係 職員係
	人事課	人事係 給与第一係 給与第二係 職員係			<u>広報企画課</u>	<u>地域連携係</u> <u>広報係</u>
	附属学校課	企画調整係 附属学校第一係 附属学校第二係 世田谷地区事務係 小金井地区事務係 大泉地区事務係 竹早地区事務係 高等学校事務係 特別支援学校事務係			附属学校課	企画調整係 附属学校第一係 附属学校第二係 世田谷地区事務係 小金井地区事務係 大泉地区事務係 竹早地区事務係 高等学校事務係 特別支援学校事務係
学術情報課	学術企画係 <u>学術リソース管理係</u> <u>利用者サービス係</u>		学術情報課	学術企画係 <u>図書情報係</u> <u>雑誌情報係</u>		
	大学史資料室事務室					

	情報基盤課	情報基盤係 情報システム係
財務・研究推進部	財務課	総務係 財務企画係 決算係 管財係
	経理課	管理係 収入支出係 経理調達第一係 経理調達第二係 経理調達第三係
	施設課	施設企画係 施設計画係 建築係 電気係 機械係
	<u>研究・連携推進課</u>	<u>研究推進係</u> <u>研究協力係</u> <u>産学連携係</u> <u>地域連携係</u>
	学系支援課	<u>総括係</u> <u>学系第一係</u> <u>学系第二係</u> <u>学系第三係</u>
学長室	調査係 評価企画係	
監査室	監査係	

		<u>利用者支援係</u> <u>情報リテラシー係</u>
	大学史資料室事務室	
	情報基盤課	情報基盤係 <u>事務情報係</u> 情報システム係
財務・研究推進部	財務課	総務係 財務企画係 決算係 管財係
	経理課	管理係 収入支出係 経理調達第一係 経理調達第二係 経理調達第三係
	施設課	施設企画係 施設計画係 建築係 電気係 機械係
	研究支援課	<u>総務係</u> <u>研究協力係</u>
	学系支援課	<u>総合教育科学系事務係</u> <u>人文社会科学系事務係</u> <u>自然科学系事務係</u> <u>芸術・スポーツ科学系事務係</u> <u>研究センター係</u>
	学長室	調査係 評価企画係
監査室	監査係	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。